

**人口と世帯**  
 (外国人含む)  
 人口 427,580人  
 男 210,021人  
 女 217,559人  
 (前月より400人増)  
 世帯 191,226世帯  
 (前月より489世帯増)  
 (2016年5月1日現在)



第1832号

発行・町田市 編集・政策経営部広報課  
 〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22  
 市役所の代表電話 042-722-3111  
 市役所の窓口受付時間 午前8時30分～午後5時  
 発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)  
 ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



## 今号の紙面から

2面

市議会のうごき

# 地震に備えて 減災への取り組みを

問 防災安全課 ☎724・2107 FAX050・3085・6519



平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 (撮影:東京消防庁)

4月14日から発生している「平成28年(2016年)熊本地震」では、熊本県をはじめとする九州地方に甚大な被害が生じています。東京都でも、マグニチュード7クラスの「首都直下地震」が今後30年間に約7割の確率で発生すると想定され、減災への取り組みが呼びかけられています。

減災とは、災害による被害をできるだけ小さくする取り組みです。大地震はいつなんどき起こるか分かりません。地震を回避することは難しくても、被害を小さくすることは可能です。災害時にとるべき行動や、日ごろからの備えについて見直し、減災に取り組みましょう(2面にも記事があります)。

## 地震発生!!そのときは

大きな地震が起きたら、冷静に対応するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。慌てず適切な避難行動をとり、周りの人と協力しながら行動しましょう。

### 地震発生!(地震発生から0~2分)

大きな揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたら、まずは自分の身を守り、揺れが収まるまで待ちましょう。

- ・机の下に入る
- ・机等がない場合は、クッションや布団をかぶり、頭を守る
- ・家具やガラスから離れる
- ・窓やドアを開け、出口の確保をする



### 近隣の安否確認や情報収集(地震発生から5~30分)

- ・近隣の安否確認をする。特に高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦など避難に支援が必要な方の安否に注意する
- ・テレビ、ラジオ等での情報収集

FM HOT 839(エフエムさがみ 83.9MHz)で災害情報を入手できます。震度4以上の地震が発生した場合等に、町田市、相模原市、愛川町に特化した災害情報をお知らせします。

### 避難行動、救出・救護活動(地震発生から30分以降)

- ・家を離れる際はガスの元栓を閉め、ブレーカーを切る
- ・避難の際は隣近所の方と協力し合い、安否確認や助け合いをする
- ・がれきの下などに人がいる場合は、隣近所や自主防災組織で協力して救助する



### 揺れが収まったら(地震発生から2~5分)

- ・台所やストーブなどの火の始末をする
- ・家族や周りの方の安全を確認する
- ・ガラス片等から足を守るため、スリッパや靴を履く



### 町田市防災マップをご利用下さい

町田市防災マップには、市内を7つの地区に分け、災害時の避難施設・広場等を掲載しているほか、地震発生時にとるべき行動や、非常持ち出し品の一覧等を掲載しています。

同マップを活用し、避難経路の確認や地域防災に関する話し合い等にご利用下さい。

同マップは、市内すべての町内会・自治会に加入世帯分を送付しています。お持ちでない方には、防災安全課(市庁舎3階)、各市民センター、各駅前連絡所等で配布しています。



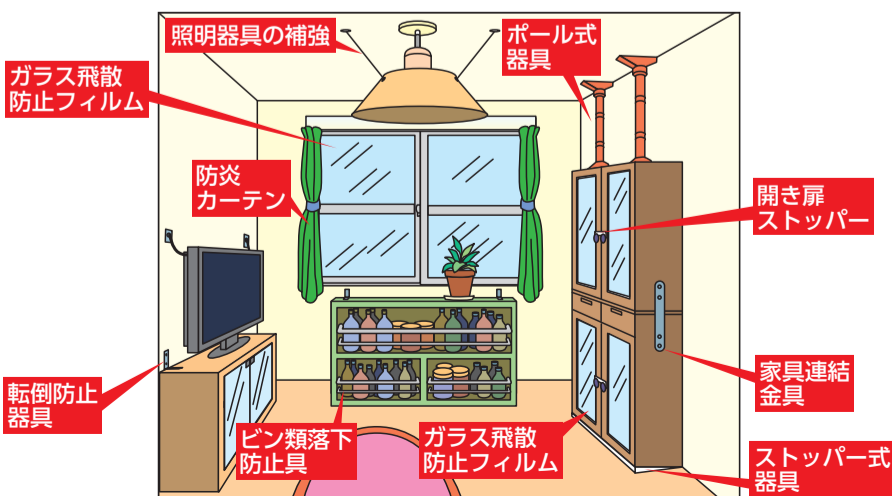
## 地震に強い住まいづくりをしましょう

近年発生した大きな地震では、家具類の転倒・落下や割れたガラスによる負傷者が、多くの割合を占めています。また、阪神・淡路大震災で、亡くなった方の死因を調べると、約8割が倒壊した建物や転倒した家具類の下敷きになったことによる窒息・圧死でした。

過去の災害による犠牲を教訓とし、ご自身やご家族の身を守るため、地震に強い住まいをつくりましょう。

### 安全な部屋をつくりましょう

- ・家具や家電製品等は、転倒防止器具等で固定しましょう
- ・ガラスには飛散防止フィルムを貼りましょう
- ・開き戸タイプの家具には開き扉ストッパーを取り付けましょう
- ・上下が分割している家具は連結金具をつけましょう
- ・扉のない収納家具には、ビン類落下防止具等を取り付けましょう
- ・防災カーテンを使用しましょう
- ・吊り下げ型の照明器具には、ワイヤー等で補強をし、揺れ止めをしましょう



### 目安は1981年(昭和56年)6月1日! 住宅の耐震化をしましょう

1981年(昭和56年)6月1日に建築基準法に基づく現行の耐震基準が制定され、住宅を建てる時の地震に対する強さを定める基準が大きく変わりました。このため6月1日以降に建てられているかどうか、ご自身の家の強さを知る一つの目安となります。市では、この6月1日より前に建てられた木造住宅にお住まいの方を対象に、無料簡易耐震診断や耐震相談を行っています。

また、この6月1日以降に建てられた建物でも、地震による被害が起こらないわけではありません。年月の経過とともに住宅も変化します。日ごろから点検や整備を行いましょう。

#### ○木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震相談会

問 住宅課 ☎724・4269 FAX050・3161・6109

対象は、市内の昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅を自らが所有し居住している方です。

#### 【無料簡易耐震診断】

申住宅の建築年月日を確認できるもの(建築確認通知書等)の写しと、住宅の図面を持って、直接住宅課(市庁舎8階)へ。

#### 【耐震相談会】

日 ①6月23日②7月28日、いずれも木曜日、午後2時~4時

場 ①南市民センター②忠生市民センター

内 木造住宅の無料簡易耐震診断と耐震化助成制度の説明、個別相談、申請の受け付け

定 ①30人②36人(いずれも申し込み順)

申 電話で住宅課へ